

一般社団法人日本リンパ浮腫学会 資格認定制度に関する規程

第1条（目的）

- (1) 一般社団法人日本リンパ浮腫学会（以下「本法人」という）は、リンパ浮腫に関する基礎的ならびに臨床的研究を推進し、当該疾患概念の学術的進歩に貢献するとともに、会員の研究、教育及び臨床力の向上を図ることを目的とする。
- (2) 本法人は前項の目的を達成するために、資格認定制度（以下、本制度）を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2条（担当委員会）

本制度の運営は、教育委員会が行ない、下記の業務を行う。

- (1) 資格認定制度に関する認定審査および更新審査
- (2) 上記の目的を達成するために付随する業務

第3条（資格名称）

- (1) 医師に係る名称は、リンパ浮腫保険診療医とする。
- (2) 医師以外の職種に係る名称は、リンパ浮腫保険診療士とする。

第4条（資格認定制度に関する期間）

- (1) 本制度では2019年度から資格認定を行う。
- (2) 資格認定期間は3年間とし、3年毎に更新の手続きをとらなければならない。
- (3) 本制度の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条（資格認定の申請）

- (1) 本法人は、リンパ浮腫診療に関する十分な学識と経験を有する者をリンパ浮腫保険診療医、リンパ浮腫保険診療士として認定する。資格認定を申請する者は、募集要項の申請要件をすべて満たすことを要する。
- (2) 資格認定を申請する者は、審査料を納付し、募集要項に定める書類を提出しなければならない。なお、既納の審査料と書類は返却しない。

第6条（資格認定の申請要件）

資格認定を申請する者は、次の各号に定めるすべてを満たさなければならない。

- (1) 本法人の会員であること
 - (2) 本法人の会費を完納していること
 - (3) 厚労省が定めた専門的なリンパ浮腫研修に関する教育要綱に沿った研修を受講し、修了試験に合格していること
 - (4) 過去3年間に20例以上のリンパ浮腫診断またはリンパ浮腫指導管理またはリンパ浮腫治療の実績があること
 - (5) 過去3年間に本法人の学術集會に2回以上参加していること
- ただし、2019年度～2021年度申請においては、暫定措置として必須要件としない

第7条（資格認定ならびに認定証の交付）

- (1) 資格認定は、教育委員会にて承認された者に対し、理事会の議決を経て、決定する。
- (2) 資格認定を受けたものは、認定登録料を納付しなければならない。
- (3) 本法人は、認定登録料の払込みを確認後、理事長名にて認定期間を記載した資格認定証を交付し、学会ホームページ等にて公表する。

第8条（資格更新の申請）

- (1) 認定資格は、3年毎に更新の手続きをとらなければならない。
- (2) 認定資格の更新を申請する者は、審査料を納付し、募集要項に定める書類を提出しなければならない。なお、既納の審査料と書類は返却しない。

第9条（資格更新の申請要件）

資格更新を申請する者は、次の各号に定めるすべてを満たさなければならない。

- (1) 本法人の会員であること
- (2) 本法人の会費を完納していること
- (3) 過去3年間に20例以上のリンパ浮腫診断またはリンパ浮腫指導管理またはリンパ浮腫治療の実績があること
- (4) 別に定める単位表により、過去3年間で25単位以上を取得していること

第10条（資格更新ならびに認定証の交付）

- (1) 資格更新は、教育委員会にて承認された者に対し、理事会の議決を経て、決定する。
- (2) 資格更新の認定を受けたものは、更新登録料を納付しなければならない。
- (3) 本法人は、更新登録料の払込みを確認後、理事長名にて認定期間を記載した資格認定証を交付し、学会ホームページ等にて公表する。

第11条（認定資格更新の猶予）

- (1) 海外留学や病気やその他やむを得ない理由により、学会活動への参加が不可能な状態が6箇月以上継続し、該当の3年間に認定資格更新に必要な活動ができないものは、所定様式での申請により認定資格更新を猶予することができる。
- (2) 認定資格更新の猶予を申請する者は、猶予期間においても学会会費を完納することとする。

第12条（資格喪失）

認定資格は、次の各号に該当するとき、教育委員会の議を経て、理事会の決議により、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して、認定資格を辞退したとき
- (2) 認定資格の更新手続きを行わなかったとき
- (3) 本法人の会員としての資格を喪失したとき
- (4) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (5) リンパ浮腫保険診療医又はリンパ浮腫保険診療士として不適当と認められたとき

第13条（再申請）

- (1) 喪失した資格は、再申請することができる。
- (2) 前条第4号によって取り消された者は、5年間再申請することを認めない。

補 則

第14条 認定資格申請要件・更新要件に係る補足事項については募集要項に記載する。

第15条 認定資格取得・更新に関する審査料及び登録料等については別に定め、募集要項に記載する。

第16条 認定資格申請等は、原則として年1回とする。

第17条 各種申請書類の記載内容については、その受領とともに本法人に守秘義務が生じるものとする。

第18条 本規程に定めるもののほか、本制度の運用に必要な事項については別に定める。

第19条 本規程の改廃は、教育委員会の議を経て、理事会の決議により決定する。

附 則

1. この規程は2019年4月1日より施行する。